

(第1回)契約変更の内容

契約変更年月日	令和8年7月22日		
契約業者名	関門港湾建設株式会社		
契約業者の住所	山口県下関市細江新町3番54号		
工事の名称	令和8年度関門航路(大瀬戸～早鞆瀬戸地区)航路(-14m)浚渫工事(第2次)		
工事場所	関門航路 大瀬戸～早鞆瀬戸地区		
工事種別	港湾等しゅんせつ工事		
工事概要	変更なし		
工期(自)	令和8年4月20日		
工期(至)	令和8年10月30日		
変更前の契約金額	281,347,000	円 (税込み)	
変更金額	43,559,281	円 (税込み)	
変更後の契約金額	324,906,281	円 (税込み)	
変更理由	1. 令和8年3月より適用する「港湾請負工事積算基準」、「船舶および機械器具等の損料算定基準」の運用に係る特例措置の変更		